

資料1

重度心身障害者（児）医療給付改善事業の精神障害者への対象拡大について

平成31年3月25日

障害者福祉推進課

重度心身障害者（児）医療給付改善事業は、医療費の助成を通じて重度障害者の自立を支援する制度であり、千葉県における助成対象は、現在、身体と知的の障害者のみである。

三障害平等の観点から、助成対象を精神障害者へ拡大することについて、制度の実施主体である市町村の意向等を踏まえ検討をしてきたところであるが、市町村の賛成意見が大幅に増加し、協議の環境が整ったことなどから、千葉県においても、精神障害者への助成を実施する方針で、具体的な検討を進めていくこととした。

1 制度概要

医療保険自己負担分について市町村が助成し、県は市町村に対し補助する県単独制度。

全都道府県で同様の制度を実施しているが、支給方法や助成基準は統一されていない。

(1) 制度の実施主体 重度心身障害者（児）の居住する市町村

(2) 負担割合 県1／2（千葉市ののみ定額1億円）、市町村1／2

(3) 助成対象 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Ⓐ、A

※65歳以上で新規に助成対象に該当した者は対象外

(4) 自己負担 通院1回、入院1日につき300円。調剤は負担なし。

※市町村民税所得割非課税世帯は自己負担なし。

(5) 給付方法 現物給付方式

(6) その他 助成対象や自己負担額は市町村によって異なる。

2 要望等の状況

平成18年に障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行され、身体・知的・精神の三障害の支援制度が一元化されるなかで、関係団体等からの要望が高まっている。

- ・全国的に精神障害者への対象拡大が進んでおり、27都道府県で実施。
- ・団体等から要望があり、平成30年6月議会で請願が採択された。
- ・市町村意向調査の結果、反対意見が大幅に減少。29（平成29年1月）→6（平成30年8月）
- ・29市町村議会から意見書が提出されている。

3 制度設計等について

具体的な制度の内容や実施時期については、今後、市町村との協議や関係団体からの意見聴取等を経て決定。

【他県（27都道府県）の制度設計】

(1) 対象等級（精神障害者保健福祉手帳の等級は1級から3級まで）

①1級（22都道府県 東京、神奈川、埼玉、茨城、群馬など）

②1級・2級（5県）

(2) 医療の範囲

①入院・通院を対象（13都県 東京、茨城、群馬など）

②入院（精神病床への入院を除く）・通院を対象（5府県 埼玉など）

③通院のみを対象（6道県 神奈川など）

制度概要及び他県の状況

1. 重度心身障害者(児)医療費助成 制度概要

実施主体	市町村(県単独事業)
負担割合	県 1/2、 市町村 1/2 (千葉市のみ県補助額1億円)
助成対象	身体障害者手帳1級・2級、千葉県療育手帳Ⓐ・Aの所持者 (概ねIQ35以下)
支払方法	現物給付 【H27.8~】 ※医療機関窓口で受給者証を提示し、下記自己負担額のみを支払う。
自己負担	通院1回、入院1日につき300円 (住民税所得割非課税世帯はなし) 【H27.8~】 ※子ども医療費助成制度と同額
所得制限	障害者自立支援医療に準拠 【H19.8~】 【例】障害者(児)1人+2人の3人世帯…年収800万円程度が目安
65歳以上の取扱い	65歳以上で上記手帳を新規に取得する後期高齢者医療制度対象者は、本助成制度ではなく、当該医療制度(自己負担3割→1割)で対応 【H27.8~】 (既に本助成制度の助成を受けている者は継続して対象)

2. 関東各県の実施状況

	東京	神奈川	茨城	群馬	栃木	埼玉
支払方法	現物給付	現物給付	現物給付	現物給付	償還払い	償還払い
自己負担	1割 (非課税者はなし)	通院200円/1回 入院100円/1日	なし	なし	月500円 (非課税者はなし)	なし
65歳以上の取扱い	重度障害になる年齢が65歳以上の者を対象外	重度障害になる年齢が65歳以上の者を対象外	後期高齢者医療制度の加入を要件	なし	後期高齢者医療制度の非加入者は1割を限度	重度障害になる年齢が65歳以上の者を対象外
精神障害者への助成	精神手帳1級 【入院・通院】 H31.1~	精神手帳1級 【通院】 H24.4~ ※精神科入院を別制度で助成	障害年金1級 特別児童扶養手当1級 (=手帳1級相当) 【入院・通院】 S48.4~	障害年金1級 特別児童扶養手当1級 (=手帳1級相当) 【入院・通院】 S48.10~	x	精神手帳1級 【入院(精神病床除く)・通院】 H27.1~

3. 全国の実施状況(精神障害者への助成)

27都道府県が精神障害者を対象としている。(他に3県が別制度で実施。)

【対象とする障害の程度(精神手帳の等級)】 1級 20、 1級及び2級 5、 1級及び2・3級と身体知的の重複 2

【対象とする医療の範囲】 入院・通院 13、 入院(精神病床除く)・通院 5、 通院 6、 その他3

4. 決算額の推移 (千葉市含む)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
受給者数(人)	92,895	80,751	78,143	78,923	79,023	79,800	79,395	82,881	80,704	79,391	—
補助額(千円)	3,163,597	3,276,219	3,356,798	3,401,579	3,470,228	3,508,522	3,487,215	4,071,686	4,006,987	3,903,883	(当初予算額) 4,460,000
一部負担金額(千円)								161,002	336,563	313,524	

精神障害者への対象拡大 市町村意向調査結果

(平成30年8月実施)

問3. 精神障害者を助成の対象とすることについて

(1) 精神障害者を助成対象としているか

回答	市町村数	回答市町村
対象としている	8	千葉市、野田市、旭市、習志野市、流山市、我孫子市、浦安市、印西市
対象としていない	46	
検討中	0	

(対象としている範囲)

- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者（65歳以上であらたに手帳取得した人は対象外）
など

(2) 精神障害者を対象に加えることについて

回答	市町村数	理由・意見
加えるべきである	27	<ul style="list-style-type: none"> ・三障害平等の観点から ・重度の精神障害者の経済的負担を減らすため。 ・近隣自治体でも対象に加えている。 ・県基準に合わせる。
加えるべきではない	6	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療（精神通院）による助成で既に負担が軽減されている。 ・市の単独事業で、別制度で精神障害者の医療費助成を行っている。 ・財政負担が大きくなり困難。
その他	21	下記参照

(その他の理由・意見)

- ・影響額や対象範囲の検討が必要。
- ・県で補助の対象となった場合に検討する。
- ・市の独自制度で助成しているので、重心との兼ね合いで検討が必要
- ・3障害のうち、精神障害者だけを対象外とする理由を説明するのが困難であること、医療費を理由として、家族や本人が本来医療が必要なタイミングで受診や入院ができないから、通院をやめてしまうことのないようにする必要があると思われることから、加えるべきとも考えるが、一方で、対象者の拡大が財政負担の増加要因となったり、精神保健福祉手帳は他の手帳と比べて等級の変更が多く、受給資格管理の業務負担となること、精神障害者の地域移行をすすめることを目標とした様々な施策が出来た中で、流れに逆行するような入院の長期化に繋がる懸念があるため、どちらともいえない。

【別添2】

(3) 精神障害者を対象とする場合、どの範囲までか

回答	市町村数	理由
精神障害者手帳1級及び2級	2	・市の障がい者福祉手当では、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級を重度と認定しているため、重度障がい者に対するサービス提供であるとすると、医療費助成についても1級及び2級を対象とすることとなるかと思われる。
精神障害者手帳1級	29	・身障手帳・療育手帳はいずれも重度の障害者が対象となっているため、精神障害者においても重度の1級のみを対象にするべき ・税制上の控除を受ける場合、精神障害者は1級からとなっており、他制度と揃えるべき ・今後対象とするにあたり、精神手帳取得が増加することが想定される。それに伴い予算も膨大になることから、対象は1級のみに限定するべき
その他	2	・県の基準変更があればそれに合わせる
未回答	21	

(4)-1 精神障害者を対象とする場合、対象医療はどの範囲までか

		精神科			
		入・通院	入院のみ	通院のみ	対象外
精神科以外	入・通院	28	2	2	3
	入院のみ	0	1	0	0
	通院のみ	0	0	1	0
	対象外	0	1	0	0

※独自助成市を含む

【別添3】

制度設計案と事業費

1 対象とする障害等級（案）

【案1】精神障害者保健福祉手帳1級

【案2】精神障害者保健福祉手帳1級・2級

※ 精神障害者保健福祉手帳の等級は1級から3級まである。

1級が現行制度で対象とする身体障害（1・2級）、知的障害（Ⓐ、A）と同等。

全国27の実施都道府県中、1級対象 20、1級及び2級 5、

1級及び2（・3級）と身体知的の重複 2。

2 対象とする医療の範囲（案）

医療の範囲	メリット	デメリット	事業費
【案1】 入院・通院を対象 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 青森県H12、岩手県S48、 山形県H10、茨城県S48、 群馬県S48、新潟県H29、 山梨県H7、岐阜県H18、 静岡県H24、島根県H26、 山口県S48、熊本県H9、 東京都H31.1～（計13） </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的との整合がとれる。 ・県内で先行して実施している市の制度と整合がとれる。 ・受給者の負担軽減が図れる。 ・急性期入院医療の受療促進につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費が増大する可能性がある。 ・長期入院患者の退院促進を阻む恐れがある。（ただし、1級の入院患者は、入院治療の継続が必要とされる重度の障害程度にあり、対象拡大が退院促進を阻む影響は少ない。） 	<small>【1級】約4億4千万円</small> <small>【1・2級】約22億円</small>
【案2】 入院（精神病床への入院を除く※）・通院を対象 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 福島県H10、埼玉県H27、 大阪府H30、福岡県H20、 大分県H18（計5） </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の増大が比較的抑えられる。 ・受給者の負担軽減がある程度図れる。 ・長期入院患者の退院促進を阻む恐れがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の事務作業がかなり複雑化する。 ・身体と精神の重複障害者が現制度で精神病床に入院し助成を受けている場合、引き続き対象とするのであれば受給者間の不均衡が生じる。 ・精神病床に入院したまま、一般科の治療（ガン等）を受けるケースについて、負担軽減を図れず受給者間の不均衡が生じる。 	<small>【1級】約2億3千万円</small> <small>【1・2級】約11億4千万円</small>
【案3】 通院のみ対象 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 北海道H20、 神奈川県H24、 福井県H18、長野県H15、 三重県H20、長崎県H25（計6） </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の増大が比較的抑えられる。 ・長期入院患者の退院促進を阻む恐れがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的と整合がとれない。 ・精神障害者のみ範囲を限定する合理的な理由がない。 	<small>【1級】約1億7千万円</small> <small>【1・2級】約8億5千万円</small>

その他 愛知県 精神科のみ（入院・通院）助成、兵庫県 精神科以外のみ（入院・通院）

鳥取県 精神科通院を除き助成（計3）

県内独自実施市の状況

【別添4】

重度障害者医療費助成制度において精神障害者を対象としている市町村への調査結果（平成30年8月調査実施）

		時期 ①当初から ②追加	助成方法	範囲	対象医療				備考	
					精神科		精神科以外			
					入院	通院	入院	通院		
1	千葉市	② H21年10月～	現物給付	精神手帳 1級	○	○	○	○		
2	野田市	② H19年8月～	現物給付	精神手帳 1級	○	○	○	○		
3	習志野市	② H20年4月～	現物給付	精神手帳 1級	○	○	○	○		
4	我孫子市	② H14年3月～	現物給付	精神手帳 1級	○	○	○	○		
5	浦安市	② H19年4月～	現物給付	精神手帳 1級	○	○	○	○		
6	印西市	② H27年8月～	現物給付	精神手帳 1級	○	○	○	○		
7	旭市	② H22年7月～	償還払い	精神手帳 1級	○	○	○	○		
8	流山市	② H16年4月～	償還払い	精神手帳 1級・2級			○	○	・精神障害者に対しては、保険適用の診療(精神疾患以外)の半額を助成	

【課題等】

- ・精神障害者の管轄が異なるため、受給者の現状把握が難しく、過払いが生じてしまうケースがある。
- ・精神障害者保健福祉手帳について、更新の時期が手帳所持者ごとに異なり管理が難しい。また、重度医療の更新時に1級を所持し要件を満たしても、等級変更などにより年度途中に受給要件を満たさなくなることがある。
- ・精神手帳の取得増に伴い、市での負担が重くなっている。
- ・受給券を使用したときに発生する高額療養費を手帳種別で分けることができないため、補助金交付申請の際に不都合が生じる。
- ・精神障害手帳の期限と合わせ医療費の給付(受給券の交付)を行わなければならず、また補助金の申請については対象から外されなければならない、事務処理が煩雑になってしまう。
- ・身体手帳や療育手帳に比べて等級変更が多いことや手帳の期限切れがあることから、現物給付での助成は難しい。
- ・精神疾患以外の診療を助成対象としているが、領収書の記入事項では精神疾患の診療かそれ以外かの判断が難しく、医療機関へ照会をかける頻度が多いことが課題。